

株 主 各 位

2020年5月26日

東京都北区滝野川七丁目5番11号

株式会社ヨコオ

代表取締役兼執行役員社長 德間孝之

インターネット開示情報のご案内
(法令および定款の規定によるみなし提供事項)

法令および当社定款の規定に基づき、当社第82期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に関する事業報告、計算書類および連結計算書類のうち、当社ホームページ(<https://www.yokowo.co.jp>)に掲載することにより「第82期定時株主総会招集ご通知」(2020年6月4日付発送予定)の添付書類から記載を省略した事項は下記のとおりとなりますので、ご案内申しあげます。

記

- I. 事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(1~4頁)
- II. 事業報告の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(5~6頁)
- III. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」(7頁)
- IV. 連結計算書類の「連結注記表」(8~13頁)
- V. 計算書類の「株主資本等変動計算書」(14頁)
- VI. 計算書類の「個別注記表」(15~20頁)

以 上

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、会社法および金融商品取引法ならびにそれらの関係法令等に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し、すべての取締役、監査役ならびに使用人が、法令を遵守し公正でかつ透明性の高い企業活動を行うことを徹底する。併せて、企業価値の極大化を目指し、あらゆるステークホルダーの利益の最大化の実現に努力する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

＜体制の整備＞

- (1) 取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「C S R行動規程」および「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底し、定着に努める。また、「コンプライアンス規程」において内部通報制度を整備し、法令、定款または関連規程に反する行為の早期発見および是正に努める。
- (2) 取締役は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「C S R行動規程」に明確に定めて全役職員に周知徹底する。不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除する。
- (3) 取締役は、各部門の業務プロセス等を監査し不正の発見・防止およびプロセスの改善を指導する部署として、内部統制担当部署を設置する。

＜運用の状況＞

- ・上記の「C S R行動規程」をグループウェア上で隨時閲覧可能としているほか、当社グループの役員および社員がとるべき行動を定めた「C S R行動規範」を、日本語／英語／中国語いずれかの携帯リーフレットで配付し、周知徹底を図っております。
- ・内部通報制度は、公益通報者保護法および「内部・外部通報規程」に則って運用しております。実際に通報のあった案件については速やかに調査を実施し、適切に対処しております。
- ・代表取締役執行役員社長直轄の組織として内部監査室を設置し、当社グループの財務報告プロセス・業務プロセスを中心に、監査および改善指導を行っております。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

＜体制の整備＞

代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その監査、運用評価および不備是正については内部統制担当部署がその任にあたる。

＜運用の状況＞

- ・当社および国内外主要子会社の財務報告プロセスおよび主要な業務プロセスについて、内部監査室が監査、運用評価および不備是正指導を行っております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

<体制の整備>

- (1) 取締役は、その職務執行に係る情報について、関連法令および社内規程に基づき適切に保存する。取締役および監査役はこれらの文書を隨時閲覧できるものとする。
- (2) 取締役は、情報の保存および管理の適切性を維持するため、各組織における責任者を決定し、組織的、体系的に情報の保持および管理を行うとともに、保存および管理状況について、定期的にモニタリングを行う。

<運用の状況>

- ・取締役の職務執行に係る情報の保存については、会社法等関連法令に基づき適切に行っております。
- ・当社グループが取り扱うすべての情報資産の重要性を常に意識し、その不適正な開示、情報の漏洩、目的外の使用を防ぎ、適切に保護するため、情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、グループ全体で情報セキュリティ活動に取り組んでおります。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<体制の整備>

- (1) より安定的で円滑な事業活動のため、多様化する損失の危険（リスク）についての把握・分析・計画策定・実行・評価・改善・レビューを行う「リスクマネジメントシステム（RMS）」を構築・整備する。
- (2) 「リスク管理規程」においてリスクマネジメント方針およびリスクマネジメント行動指針を定め、RMSの継続的向上に努める。
- (3) リスク管理委員会を設置し、執行役員社長が委員長を、人事総務部が事務局を務める。また、各本部および各事業部にリスク管理責任者を、各部署にリスク管理推進委員を配置して、全社的運用を行う。

<運用の状況>

- ・RMSの運用については、CSRを推進する「CSR委員会」の下に、情報セキュリティ／労働安全衛生など重要なリスク項目について、専門委員会等を設けて活動を推進しております。また、「事業リスク管理委員会」において、当社の各事業に直接関係するリスクの早期把握、共有・分析および対策立案・実行に努めております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<体制の整備>

- (1) 取締役は、企業ビジョン、中期計画、年度利益計画を承認し、その進捗状況を定期的に評価し、それをもとに資源再配分等経営戦略の意思決定を行う。
- (2) 取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (3) 事業部制をベースとした執行役員制により、執行役員の職務分掌および責任、権限を明確に定め、執行役員社長以下の執行役員に権限を委譲し、意思決定および職務執行の効率化、迅速化を行う。

<運用の状況>

- ・中期経営計画および年度利益計画は、取締役会にて審議・承認を受け、遂行しております。当該計画に従って執行役員社長以下各執行役員が業務を執行し、その進捗状況を毎月、執行経営会議および取締役会において報告しております。
- ・業務執行に関する責任範囲・権限については、「職務分掌規程」および「責任権限規程」において規定しており、取締役から執行役員への権限委譲を法令上可能な範囲で最大限行って、取締役の意思決定および職務執行の効率化・迅速化を図っております。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

<体制の整備>

- (1) 監査役は、連結子会社を含めた企業集団について、「監査役監査基準」に基づき監査・改善・指導を行い連結子会社のガバナンスが確保できる体制とする。
- (2) 当社は、連結子会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導および支援を行う。
- (3) 当社内部統制担当部署は、当社および連結子会社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会および連結子会社社長に報告する。

<運用の状況>

- ・常勤監査役が、主要な当社事業所および主要な連結子会社を往査し、業務監査および改善に向けた指導を行っております。
- ・当社および国内外主要子会社の財務報告プロセスおよび主要な業務プロセスについて、内部監査室が監査、運用評価および不備是正指導を行い、その結果を監査報告会・監査報告書にて連結子会社社長に報告するとともに、結果の概要を取締役会に報告しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

<体制の整備>

- (1) 監査役が職務を補助すべき使用者を必要とした場合には、内部統制担当部署に監査役の職務を補助すべき使用者を置くものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

<運用の状況>

- ・現時点では、監査役の職務を補助する専任者は置いておりませんが、子会社往査の時期を内部監査室と重ねて合同監査となるなど、監査役監査を効率的に行っております。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<体制の整備>

- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況等重要事項について定期的に報告を求めるとともに、必要な情報の交換を行う。
- (2) 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (3) 取締役および使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社および連結子会社経営に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- (4) 監査役は、代表取締役と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (5) 監査役は、内部統制担当部署と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部統制担当部署に調査を求める。
- (6) 監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

<運用の状況>

- ・社内監査役真下泰史氏、社外監査役古田徹氏および柄木敏明氏は、当事業年度中に開催された取締役会17回中すべてに出席し、議題の内容について活発な発言・質疑応答を行っております。
- ・各四半期および期末の決算取締役会に続けて、監査役3名が、代表取締役執行役員社長と懇談会の場を持ち、意見交換を行っております。また、同様に、会計監査との監査報告会も行っております。

II. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があつた場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、創立以来「常に時代の先駆者でありたい」と考え、急速に進化する情報通信・電子部品業界で、「アンテナスペシャリスト」、「ファインコネクタスペシャリスト」、「マイクロウェーブ（高周波）スペシャリスト」、「先端デバイススペシャリスト」としてのコアコンピタンスを活かし、主要市場分野である自動車市場・半導体検査市場・携帯通信端末市場・先端医療機器市場に当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を提供してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおり、ステークホルダーの皆様の利益・幸福を希求してまいりました。

当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、以下の経営の基本方針のもとに、さらなる事業拡大と収益力向上に取り組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

<経営の基本方針>

- 品質第一主義に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し、顧客の製品機能多様化・適用技術多様化へのニーズに応える
- プロダクト・イノベーション（事業構造・製品構造の革新）、
プロセス・イノベーション（事業運営システムの革新）、
パーソナル・イノベーション（人材の革新）
の3つの革新に加え、将来成長を見据えた
マネジメント・イノベーション（経営・事業運営の革新）
を強力に推進することにより、「進化経営」の具現化を加速する
- 業界／顧客／技術／サプライチェーン等の事業構造を重層化することにより、世界的パラダイムシフト／ドラスティックな事業環境や競争環境激変に対応可能な事業体制を確立する

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は2017年5月23日開催の取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2017年6月29日開催の第79期定時株主総会において、本プランを継続することの承認を得ております。

本プランの詳細につきましては、2017年5月23日公表の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」の「3. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <https://www.yokowo.co.jp/ir/news/>)

(1) 本プランの導入目的と必要性

当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、および大規模買付ルールが遵守された場合ならびに大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に則した一定の対応方針を定めることを目的としています。

(2) 大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、当社発行済株式数の20%以上の株式を取得しようとする買付者等（以下「買付者等」といいます。）が遵守するべき「大規模買付ルール」（以下「本ルール」といいます。）として、株主の皆様が検討するうえで必要な情報の提供と時間の確保を求めております。

(3) 株主意思確認手続と対抗措置発動

買付者等が本ルールを遵守し、当社取締役会が検討の結果当該買付者等による買付提案に反対する場合は、対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動について株主の皆様の意思を確認する手続（株主意思確認総会等）を実施することとしておりますが、当該買付提案が企業価値の最大化に資すると当社取締役会が賛同する場合は、対抗措置の発動は行いません。反対に、本ルールが遵守されなかった場合や、本ルールは遵守されているが当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであると合理的に判断される場合は、株主の皆様の意思を確認する手続を経ずに取締役会決議のみによって対抗措置を発動することができます。

(4) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

(5) 本プランの変更・廃止

本プランの変更については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって行うことができます。

一方、廃止については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって行うことができるほか、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会における決議によっても行うことができるものとします。

4. 本プランについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会といたしましては、本プランは以下の点を充たしていることから基本方針に適ったものであり、したがって、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること
- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- (3) 株主意思を重視するものであること
- (4) 合理的な客観的発動要件の設定
- (5) 第三者専門家の意見の取得
- (6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

III. 連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	自 己 株 式 申込証拠金	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,996	3,981	16,197	△719	0	23,456
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当			△566			△566
親会社株主に帰属する当期純利益			3,440			3,440
自 己 株 式 の 取 得				△1		△1
自 己 株 式 の 処 分			△26	57	△0	30
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	2,847	55	△0	2,902
当 期 末 残 高	3,996	3,981	19,045	△664	—	26,359

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	355	525	135	1,017	7	5	24,486
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△566
親会社株主に帰属する当期純利益							3,440
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							30
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△271	△590	△10	△872	△3	19	△857
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△271	△590	△10	△872	△3	19	2,045
当 期 末 残 高	84	△64	124	144	3	24	26,532

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

IV. 連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称は、「事業報告」の「I. 企業集団の現況に関する事項 8. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、Suzhou YJH Technology Co.,Ltd.及びYOKOWO EUROPE GmbHについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社	会社の名称	LTCCマテリアルズ株式会社
-------------	----	-------	----------------

(2)持分法適用手続に関する特記事項

LTCCマテリアルズ株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である東莞友華汽車配件有限公司、東莞友華通信配件有限公司、YOKOWO de MEXICO S.A de C.V.、Suzhou YJH Technology Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a. 商品及び製品

主として月次総平均法

b. 仕掛品

主として月次総平均法

c. 原材料及び貯蔵品

主として月次総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 原則として定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物 | 10年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 5年～8年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～7年 |
- ② 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間
(リース資産を除く) (5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
a. 一般債権 貸倒実績率法によっております。
b. 貸倒懸念債権および破産更生債権等 財務内容評価法によっております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

米国を除く在外連結子会社では、「リース」(IFRS第16号)を適用しています。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

当該会計基準の適用に伴い、当連結会計年度の連結貸借対照表において有形固定資産が315百万円、流動負債が123百万円、固定負債が45百万円それぞれ増加し、投資その他の資産が148百万円減少しております。なお、当連結会計年度の連結損益計算書への影響は軽微です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取賃貸料」(前連結会計年度11百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,052百万円
2. 当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	2,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引未実行残高	2,500百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	20,849,878株	一株	一株	20,849,878株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

- ① 2019年6月25日開催の第81期定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・株式の種類 普通株式
 - ・配当金の総額 283百万円
 - ・1株当たり配当額 14円
 - ・基準日 2019年3月31日
 - ・効力発生日 2019年6月26日

② 2019年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	283百万円
・1株当たり配当額	14円
・基準日	2019年9月30日
・効力発生日	2019年12月10日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	324百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	16円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 50,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性と流動性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループとしては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、事前に所定の手続きを経て決定された信用限度額の見直しを定期的に行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ通貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金については、営業取引に係る資金調達を目的として行っております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,352	12,352	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,774	10,774	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,188	1,188	—
資産計	24,315	24,315	—
(1) 支払手形及び買掛金	6,428	6,428	—
(2) 短期借入金	6,489	6,489	—
(3) 長期借入金	3,400	3,387	△12
(4) リース債務	545	544	△0
負債計	16,863	16,850	△13

(注) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社および一部の子会社で賃貸用の土地等を有していますが、当該賃貸等不動産の総額は連結総資産額に比して重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,306円58銭
2. 1株当たり当期純利益金額	169円85銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	169円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

V. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 本							
	資 本 金	資 本 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金			自 己 株 式	自 己 株 式 申 込 証 櫻 金	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金	利 益 別 途 繰 越 利 益			
当 期 首 残 高	3,996	3,981	335	3,310	4,774	8,420	△719	0 15,679
事業年度中の変動額								
剩 余 金 の 配 当					△566	△566		△566
当 期 純 利 益					1,494	1,494		1,494
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
自 己 株 式 の 处 分					△26	△26	57	△0 30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	901	901	55	△0 956
当 期 末 残 高	3,996	3,981	335	3,310	5,676	9,321	△664	- 16,636

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	355	7	16,042
事業年度中の変動額			
剩 余 金 の 配 当			△566
当 期 純 利 益			1,494
自 己 株 式 の 取 得			△1
自 己 株 式 の 处 分			30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△271	△3	△275
事業年度中の変動額合計	△271	△3	680
当 期 末 残 高	84	3	16,723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

VII. 個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ①子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ②その他有価証券 | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|------------|--------|
| ① 商品及び製品 | 月次総平均法 |
| ② 仕掛品 | 月次総平均法 |
| ③ 原材料及び貯蔵品 | 月次総平均法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2年～5年

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

(3) リース資産

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属する方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,123百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権（区分表示されたものを除く）	8,058百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	4,623百万円
4. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	2,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引未実行残高	2,500百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額
営業取引による取引高の総額
売上高
仕入高
その他の営業取引高
営業取引以外の取引による取引高の総額

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	613,320株	626株	49,000株	564,946株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)

賞与引当金	114
たな卸資産	67
退職給付引当金	376
減損損失	9
関係会社株式評価損	96
その他	146
繰延税金資産小計	810
評価性引当額	△131
繰延税金資産合計	679
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	37
退職給付信託設定益	264
繰延税金負債合計	301
繰延税金資産純額	378

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 当社の子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所 在 地	資 本 ま だ 資 金 は 金	事 業 の は な ど	内 職 窓 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
							役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	㈱ヨコオプレシジョン	群馬県富岡市	100 百万円	回路検査用コネクタ・無線通信機器の製造並びに販売	直接100	有	部品、材料の販売および製品、部品の購入	製品、部品の購入	4,426	支 払 手 形	25	
	YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLC	HILLIARD OHIO,U.S.A.	500 千米ドル	車載通信機器の製造並びに販売	直接－間接100	有	製品、部品材料の販売	製品、部品材料の販売		電子記録債務	806	
	友華貿易有限公司	KWAI CHEONG HONG KONG	5,000 千香港ドル	無線通信機器・回路検査用コネクタの販売	直接100	有	製品の販売	製品の販売		買 掛 金	542	
	東莞友華汽車配件有限公司	中華人民共和国 廣東省東莞市	200,253 千元	車載通信機器・無線通信機器の製造並びに販売	直接－間接100	有	製品の購入	製品の購入	12,237	壳 掛 金	2,338	
	友華科技股份有限公司	台湾台北市	30,000 千台湾ドル	全事業分野製品の販売	直接100	有	製品の販売	製品の販売	2,711	壳 掛 金	592	
	YOKOWO VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会 主義共和国 ハ ナ ム 省	3,500 千米ドル	車載通信機器の製造並びに販売	直接100	有	部品、材料の販売および製品の購入	製品の購入 部品、材料の有償支給	14,059 15,118 2,771	買 掛 金 未 収 入 金	1,279 1,289 823	
								資金の貸付	関 係 会 社 短 期 貸 付 金			
									関 係 会 社 長 期 貸 付 金			

(注) 取引条件および取引条件の決定方針

製品、部品、材料の購入および販売については、市場価格を参考に決定しております。

貸付金の利息については、市場金利を参考に決定しております。

なお、上記の表における取引金額のうち、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社の役員および主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有する会社等	(株)エルグ (注2)	群馬県 富岡市	20	メッキ加工	(被所有) 直接0.4	外注加工委託先 役員の兼任なし	外注加工 委託等	67	買掛金	9

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針

外注加工委託については、他の外注先との取引価格を参考にして決定しております。

なお、上記の表における取引金額のうち、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社代表取締役兼執行役員社長徳間孝之の姉の配偶者である桐原正明が議決権の74.3%を直接所有している会社であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 824円26銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益金額 | 73円77銭 |
| 3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 | 73円62銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。